## 糸満市立学校給食センター運営に関する規定の運用について

(平成29年4月から適用)

## (給食費の返還)

- 第7条(2)病気又は事故により、長期にわたり給食を受けない場合
- □ 病気や事故などで返還する場合の条件
  - ・5日以上連続(休日を除く)で欠食する場合に限り返還対象となります。
  - ・短期(5日以内)の欠食は返還対象となりません。
  - インフルエンザの場合も対象となります。
  - ・返還する場合は給食センターへの報告が必要です。
  - ※報告が遅れると、すでに発注している食材は支払いが発生するため、報告後からの返還対象になります。
  - ・長期欠席を予定している場合は、給食材料発注の関係から、1週間前までに報告をお願いします。
  - ※給食提供後の事後報告は対象となりません。(報告時点からの対象となります。)

## □返還金の計算

- ・返還金の対象は休日を除き5日以上連続(別紙1)で欠食する場合に限り6日目 以降分からの返金となります。
- ・既に給食を提供している場合は、学校が届出を受け取った日以降から返還対象となります。
- ・長期欠席予定者の場合は、学校が前もって届出を給食センターに提出していれば、欠食予定日からの返金となります。
- 第7条(3) その他の理由で欠食する場合は、校長の申し出により、所長が適当と認めた場合は返還の対象とする。
  - ※ 例 ・宗教上の理由で給食が食べられない。など